

平成28年度 第1回

福岡市中央卸売市場市場取引委員会

【日時】 平成28年8月17日（水） 14時00分～

【場所】 福岡市中央区長浜3丁目11-3
福岡市中央卸売市場鮮魚市場会館 2階 第1会議室

会 議 次 第

1. 開 会

2. 開設者挨拶

3. 委員紹介

福岡市中央卸売市場市場取引委員会委員名簿 …………… 1

4. 議 題

議 題 1 委員長及び副委員長の選任について …………… 2

5. 報 告

報告事項 1 「第 10 次卸売市場整備基本方針」について …………… 3

報告事項 2 「卸売市場法施行規則」の一部改正等について …………… 4

6. 閉 会

福岡市中央卸売市場市場取引委員会 委員名簿

(敬称略・順不同)

氏 名	選 出 区 分
大 原 弥 寿 男	福 岡 市 議 会 議 員
津 田 信 太 郎	福 岡 市 議 会 議 員
堤 田 寛	福 岡 市 議 会 議 員
笠 康 雄	福 岡 市 議 会 議 員
鬼 塚 昌 宏	福 岡 市 議 会 議 員
とみなが 正博	福 岡 市 議 会 議 員
甲 斐 諭	中 村 学 園 大 学 学 長
波 積 真 理	熊 本 学 園 大 学 商 学 部 教 授
井 出 龍 子	消 費 生 活 相 談 員
中 村 貞 子	福 岡 市 農 業 協 同 組 合 理 事
山 本 智 子	福 岡 県 弁 護 士 会 会 員
川 端 淳	(株) 福 岡 魚 市 場 代 表 取 締 役 社 長
青 柳 清 一 郎	福 岡 中 央 魚 市 場 (株) 代 表 取 締 役 社 長
丸 小 野 光 正	福 岡 大 同 青 果 (株) 代 表 取 締 役 社 長
吉 田 満	福 岡 食 肉 市 場 (株) 代 表 取 締 役 社 長

議題 1 委員長及び副委員長の選任について

委員長

副委員長

【参考 1】 福岡市中央卸売市場業務条例（抜粋）

第 7 章 市場開設運営協議会及び中央卸売市場市場取引委員会

～ 第 83 条から第 86 条まで省略 ～

（会長及び副会長の選任並びに権限）

第 87 条 協議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

～ 第 88 条から第 91 条まで省略 ～

（中央卸売市場市場取引委員会の設置）

第 91 条の 2 市場における売買取引に関し必要な事項を調査審議するため、福岡市中央卸売市場市場取引委員会（以下「委員会」という。）を置く。

～ 第 91 条の 3 から第 91 条の 4 まで省略 ～

（招集）

第 91 条の 5 委員長は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者等から発議があった場合において、必要があると認めるときは、委員会を招集するものとし、委員長がその議長となる。

～ 第 91 条の 6 を省略 ～

（協議会の規定の準用）

第 91 条の 7 第 86 条、第 87 条及び第 91 条の規定は、委員会について準用する。この場合において、「協議会」とあるのは「委員会」と、「会長」とあるのは「委員長」と、「副会長」とあるのは「副委員長」と読み替えるものとする。

【参考 2】 市場取引委員会運営要領（抜粋）

（委員長と副委員長の選出）

第 3 条 中央委員会の委員長及び副委員長については、福岡市中央卸売市場開設運営協議会（以下「開設運営協議会」という）の会長及び副会長が就任するものとする。ただし、これによることが適当でない場合には、委員の互選により選出するものとする。

2 各市場取引委員会の委員長については、開設運営協議会の各部会長が就任し、副委員長については各市場取引委員会の委員の互選により選出するものとする。

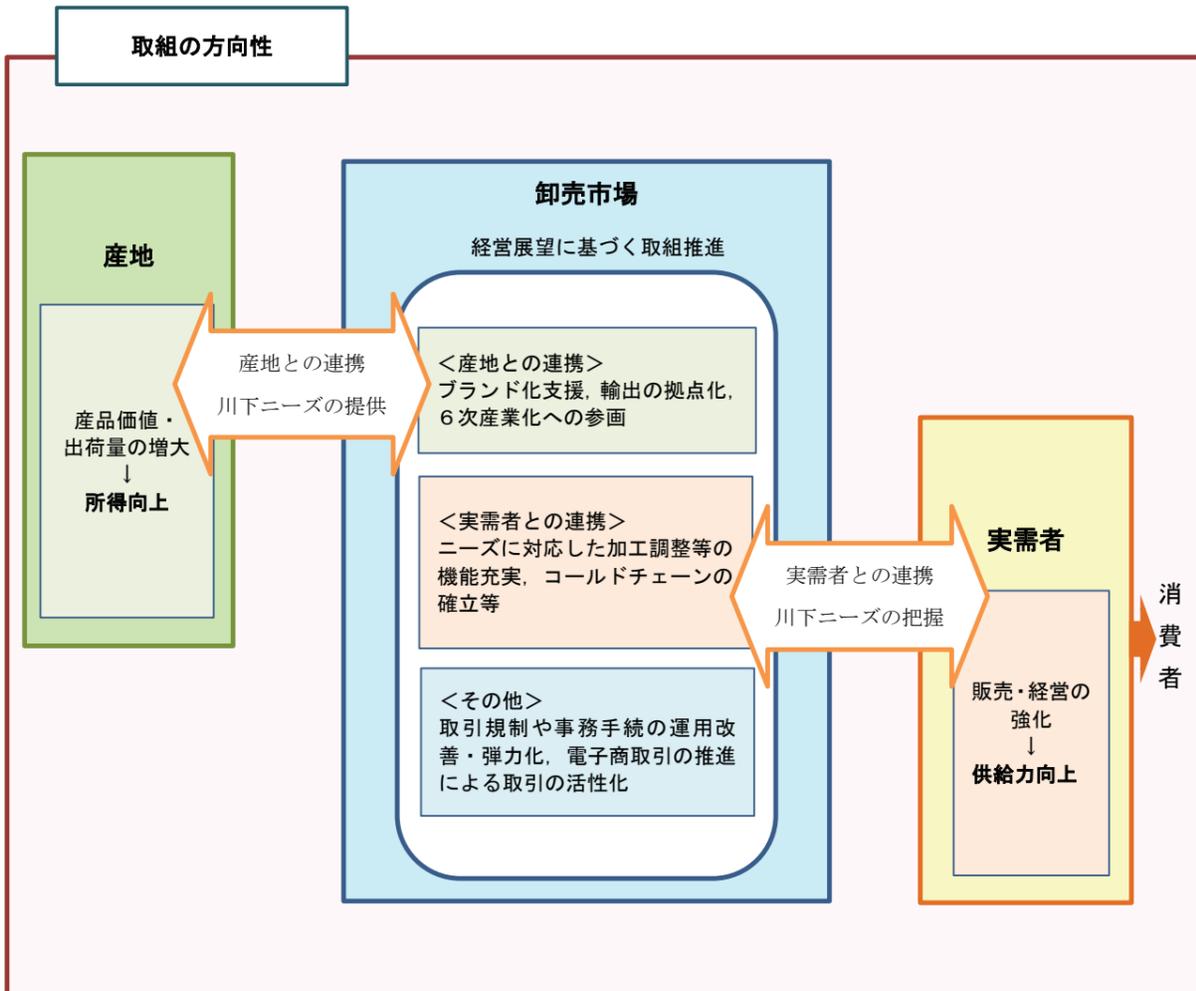
報告事項 1 「第 10 次卸売市場整備基本方針」について

1. 第 10 次卸売市場整備基本方針とは

- 「卸売市場整備基本方針」とは農林水産大臣がおおむね 5 年ごとに策定する卸売市場の整備及び運営の基本となる方針。
- 「第 10 次卸売市場整備基本方針」は、平成 32 年度を目標年度として平成 28 年 1 月に策定。

2. 「第 10 次卸売市場整備基本方針」に基づく取組の方向性

○国民へ円滑かつ安定的に生鮮食料品等を供給する使命を引き続き果たすとともに、生産者・実需者との共存・共栄を図るという視点の下、川上と川下をつなぐ架け橋として求められる機能、役割の強化・高度化を目指す方針となっている。



3. 第 10 次卸売市場整備基本方針の基本的考え方

7つの基本的考え方

- 〈基本的考え方 1〉 卸売市場における経営戦略の確立
(経営展望の策定, 目指すべきビジネスモデルの方向を定める)
- 〈基本的考え方 2〉 立地・機能に応じた市場間における役割分担と連携強化
(市場間の機能・役割分担の明確化と効率的な流通ネットワークの構築)
- 〈基本的考え方 3〉 産地との連携強化と消費者、実需者等の多様化するニーズへの的確な対応
(営農指導や出荷支援等の産地開発, 地域特産物のブランド化, 実需者のニーズに対応した加工調整, 保管配送等)
- 〈基本的考え方 4〉 卸売市場の活性化に向けた国産農林水産物の流通・販売に関する新たな取組の推進 (輸出の拠点化, 6次産業化への参画)
- 〈基本的考え方 5〉 公正かつ効率的な売買取引の確保
(電子商取引の活用, 事務手続きの簡素化)
- 〈基本的考え方 6〉 卸売業者及び仲卸業者の経営体質の強化
(市場内業者の経営状況評価, 適切な経営指導)
- 〈基本的考え方 7〉 卸売市場に対する社会的要請への適切な対応
(環境問題への対応, 災害への対応機能強化, 卸売市場への理解の醸成等)

4. 卸売市場の活性化に向けた新たな取組 (基本的考え方 4)

ポイント

卸売市場の新たな取組

○集荷や品揃え等に係る機能を活かした卸売市場の輸出の拠点化

解説

販売力の強化や新規需要の創出を通じた経営体質の強化や卸売市場の活性化に向け、国産農林水産物の相当程度が経由する卸売市場の出荷・分荷機能や情報受発信機能を活用した輸出の促進に努めることが必要。

(参考) 卸売市場の輸出拠点化の政策上の位置づけ

- 農林水産業の輸出力強化戦略 (平成 28 年 5 月 19 日農林水産業・地域の活力創造本部決定)
生産物を海外に運ぶ, 海外で売る (物流)
- 第 10 次卸売市場整備基本方針 (平成 28 年 1 月 14 日策定)
輸出等を通じた需要開拓, 卸売市場の輸出拠点化

報告事項2 「卸売市場法施行規則」の一部改正等について

1 改正の概要

改正までの経緯

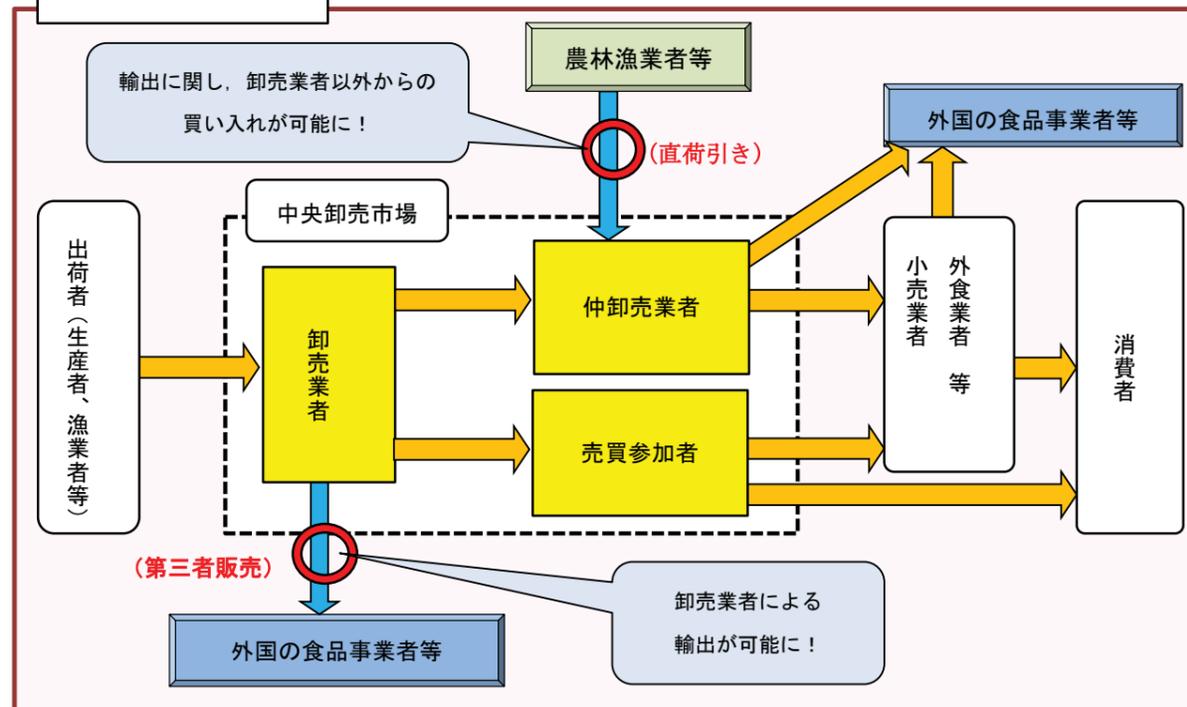
- (1) 「第10次卸売市場整備基本方針」の策定に先立ち、「卸売市場流通の再構築に関する検討会」より、輸出の円滑化・効率化を図るため、第三者販売及び直荷引き（※下記参照）について柔軟な運用が必要との提言がなされた。
 ※ 第三者販売・・・卸売業者による市場外の者への販売
 直荷引き・・・仲卸業者による市場外の者からの買い入れ
- (2) 「第10次卸売市場整備基本方針」において、卸売市場の活性化に向けた新たな取組みとして、卸売市場の輸出拠点化を推進することが示された。
- (3) 卸売市場法では、適切な価格形成を行う観点から、第三者販売及び直荷引きを制限している。
- (4) 国産農林水産物の輸出促進にあたって、卸売市場の活用が期待されているが、従来の規定では外国の食品事業者への第三者販売や輸出に意欲のある農林漁業者等からの直荷引きができず、対応が困難であるため、制度の改正が求められた。

卸売市場法施行規則の改正
(平成28年4月)

改正後

市場における取引の秩序を乱すおそれがないと開設者が認めるときは、**外国の食品事業者等への第三者販売や輸出に意欲のある農林漁業者等からの直荷引きを行うことが可能となった。**

改正後のイメージ



2 本市の対応

(1) 条例改正について

- 輸出に係る第三者販売及び直荷引きを行うには、条例改正が必要である。
- 本市においても、国が輸出拠点化を推進しているこの機を逃さず、市場の活性化、産地の所得向上に向け、輸出の拠点化に取り組むため、条例改正を行う。
- 条例改正にあたり、業界の意見を参考にしながら、取引の承認にあたっての考え方の整理等、本市市場における輸出のあり方についての検討を行う。
- 卸売市場は国民へ生鮮食料品を供給することを目的としており、輸出は本来業務の範囲外であるため、過剰な輸出により国内向けの供給を損なうことのないよう取り扱う必要がある。

(2) スケジュール

8月下旬～9月下旬
各市場取引委員会（水産物部、青果部、食肉部）
条例改正の方向性と、承認にあたっての考え方を示し、意見を聴取

9月下旬～10月上旬
中央卸売市場市場取引委員会（第2回）
各市場取引委員会からの報告
条例案の説明

10月中旬～下旬
中央卸売市場開設運営協議会
条例案の説明

12月 議会に条例改正案を上程
※議決後、国の認可手続きを経た上で、改正条例の施行を行う。
(平成29年4月1日施行を想定)